

船橋市浴槽水等のレジオネラ属菌等検査実施要領

1 趣旨

この要領は、公衆浴場及び旅館・ホテル等の入浴施設の適正管理を推進及びレジオネラ属菌等を原因とする感染症の発生を防止するために、保健所が実施する浴槽水等のレジオネラ属菌等検査に関して必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

以下のとおり、保健所担当課で業務を分担して実施するものとする。

(1) 検体の採取、結果報告、改善指導について

- ① 検体の採取及び検体搬入は、原則衛生指導課が行い、必要に応じて健康危機対策課も実施する。
- ② 施設への改善指導など、法令に基づいた指導及び知見などを踏まえた助言は、衛生指導課が行う。

(2) 検査について

搬入された検体の検査は、原則健康危機対策課が行う。

検査する項目については、「船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例施行規則」及び「船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例施行規則」の規定に基づき、以下の項目から必要な検査を行うものとする。

- ① レジオネラ属菌
- ② 大腸菌群
- ③ 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
- ④ 濁度
- ⑤ その他保健所長が必要と認める検査項目

3 検査対象施設

公衆浴場法及び旅館業法に基づく営業許可施設で、基本的に同時に多人数を入浴させる施設を対象とする。また、レジオネラ属菌検査の必要があると認められるのは、次のような公衆浴場及び旅館・ホテル等の入浴施設とする。

- (1) 改善指導経過のある施設
- (2) 自主水質検査でレジオネラ属菌が検出された施設

- (3) 水質検査未実施施設
- (4) その他保健所長が必要と認める施設

4 採水及び検体の搬入

(1) 採水容器

採水容器は、チオ硫酸ナトリウム入り滅菌済み細菌検査用採水容器（１リットル容器等）を使用する。

また、理化学検査用採水容器（１リットル容器等）を使用する。

(2) 採水

入浴施設の通常管理状況を把握するため、基本的には無通告で施設の立入検査を行う。ただし、状況を把握するために管理人、または同等に施設を熟知した者の立会いが必要なため、必要最小限度内で事前通告は妨げない。

① 必要器具

石けん、消毒用アルコール、使い捨て手袋、手付きビーカー、油性マジックペン、ビニールテープ、ペーパータオル、ビニール袋等

② 検体

浴槽水の他、必要と認められる場合には、浴槽に使用する水及び湯、又は循環ろ過器のドレン水等を採水する。

③ 立入調査時の対応

入浴施設の管理状況、自主水質検査記録等を確認するとともに、塩素消毒を行っている場合には残留塩素濃度を測定するなど、採水時の状況を把握し、入浴施設立入調査票（別紙１）に記入する。

なお、入浴施設立入調査票は、検体ごとに作成し、各項目記入に立会者の署名（サイン）を求める。

また、立会者には、環境衛生関係営業施設立入検査等結果票（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記第７号様式）を交付する。その際、当該立入検査結果票にはレジオネラ属菌等の検査のために検体を採取し、結果を後日通知する旨並びに検体の種類及び採水場所を明記する。

④ 採水時の注意事項

ア 採水前に手指の汚れを落とし、その後アルコール等で消毒すること。

または使い捨て手袋を使用すること。

イ 採水容器は、汚さないよう清潔に保つこと。

ウ 採水容器にラベル等を貼り、検体番号及び採水年月日等を記入すること。

なお、検体番号は年度毎に通し番号を記入すること。

エ 理化学検査項目用の採水容器は、共洗いしてから必要量を採水すること。

オ 細菌検査用の採水容器の口には、手を触れないこと。

カ 細菌検査用の採水容器はチオ硫酸ナトリウム入りのため、共洗いしないこと。

キ あらかじめアルコール等で消毒した手付きビーカー等を用い、検査項目に合わせて必要量を採水すること。

ク 採水閉栓後、採水容器周囲をアルコール等で消毒し、ペーパータオル等で余分な水分をふき取り、採水容器から検体が漏れないよう確認すること。

⑤ 検体の搬入

衛生指導課は、検査依頼書（別紙2）を作成の上、健康危機対策課へ速やかに検体を搬入する。

5 検査

試験検査は、船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例施行規則に定める方法にて実施する。なお、試料の希釈は必要に応じて行うこととする。

6 緊急の改善指導

関係規則に基づき水質の基準が定められている浴槽水、浴槽に使用する水又は湯の検体からレジオネラ属菌等が検出されたときは、結果判明後速やかに営業者にその事実を連絡し、原因の調査、対策の実施等を指導するものとする。

なお、必要と認められる場合は、当該施設に立入した上で、指導を行うものとする。

また、健康危機対策課からの検査結果書を受領後、次項の行政措置の規定により、改めて行うものとする。

7 行政措置

(1) 健康危機対策課からの検査結果報告に基づき、船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領第8項の規定に基づき、以下のとおり指導等を行うものとする。

① 船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例施行規則第2条及び船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例施行規則第2条の規定による水質基準（以下「水質基準」という。）適合の場合は、通知文（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記例示1）を交付する。

② 水質基準不適合の場合は、水質基準遵守の勧告文（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記例示2）を交付する。

③ 水質基準不適合かつ被害発生が予想される場合は、入浴施設使用停止の勧告文（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記例示3）を交付する。

④ 水質基準不適合後の勧告文（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記例示2）により指導中の再検査結果については、通知文（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記例示4）を交付する。

⑤ 水質基準不適合後の勧告文（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記例示3）により指導中の再検査結果については、通知文（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記例示5）を交付する。

⑥ 水質基準適用外の検体のみでレジオネラ属菌等が検出された場合は、通知文（別紙3）を交付する。

⑦ レジオネラ属菌等水質検査結果書は別紙4とする。

(2) 浴槽水が基準に適合していても、循環ろ過前後の配管水又は循環ろ過器のドレン水からレジオネラ属菌が検出された場合には、営業者に注意を促し、適正管理を指導するものとする。

8 改善確認

前項の行政措置の規定により通知を行い、改善をするための計画書（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記例示6）を受理し、その計画に沿って、改善が完了した旨の報告書（船橋市環境衛生関係営業施設監視指導実施要領別記例示7）を受理後、その改善状況等を確認するものとする。

附 則

この要領は平成 25 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記第7号様式（例示）

環境衛生関係営業施設立入検査結果票

業種		交付年月 日	年 月 日						
施設名称		船橋市保健所 環境衛生監視員 氏名							
施設所在地									
営業者氏名									
<p>本日、レジオネラ属菌等検査のため、下記の検体を採取しました。 結果は後日通知します。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">検体番号</td> <td style="text-align: center;">検体の種別</td> <td style="text-align: center;">検体採取場所</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				検体番号	検体の種別	検体採取場所			
検体番号	検体の種別	検体採取場所							
指摘事項	<p>1 許可・確認書の掲示 2 自主管理点検表の活用</p>								
管理番号									

この結果票は、3年間保管願います。

不明な点があれば、次に連絡ください。 連絡先 船橋市保健所

T E L :

別記例示 1

船保衛第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 印

浴槽水の水質検査結果について（通知）

年 月 日、下記施設の浴槽水の水質検査を実施したところ、別紙のとおりでしたので通知します。

今後とも適正な管理を実施し、水質基準の遵守について、一層の努力をお願いします。

記

所在地

名 称

別記例示 2

船保衛第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 印

浴槽水の水質改善について（勧告）

年 月 日、下記施設の浴槽水の水質検査を実施したところ、別紙のとおり（船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第 11 条第 7 号・船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第 4 条第 30 号・船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第 5 条第 1 項の規定による同条例第 4 条第 30 号）の浴槽水の水質基準に適合していません。

については、施設の維持管理の強化等必要な改善措置を講じ、浴槽水の水質基準の遵守に万全を期するよう勧告します。

なお、その改善計画書を 年 月 日までに提出するとともに、改善完了後速やかに改善完了報告書を提出してください。

記

所在地

名 称

別記例示 3

船保衛第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 印

浴槽水の水質改善について（勧告）

年 月 日、下記施設の浴槽水の水質検査を実施したところ、別紙のとおり（船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第 11 条第 7 号・船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第 4 条第 30 号・船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第 5 条第 1 項の規定による同条例第 4 条第 30 号）の浴槽水の水質基準に適合していません。

については、安全が確認できるまで当該入浴施設の使用を差し控え、施設を改善するなどにより、浴槽水の水質基準の遵守に万全を期する対策を講ずるよう勧告します。

なお、その改善計画書を 年 月 日までに提出するとともに、改善完了後速やかに改善完了報告書を提出してください。

記

所在地

名 称

別記例示 4

船保衛第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 印

水質基準不適合後の浴槽水等の水質再検査結果について（通知）

年 月 日に採取した、下記施設の浴槽水等の水質検査結果が基準不適合であったため、年 月 日付け船保衛第 号により浴槽水等の水質改善と当該入浴施設の維持管理の強化等必要な改善措置を講じるよう勧告しているところではありますが、年 月 日の下記施設の浴槽水等の水質の再検査結果及び年 月 日に提出された改善計画書に基づき、適切な改善措置が講じられたと判断しましたのでこれを通知します。あわせて、その再検査結果についても別紙のとおり通知します。

今後は適正な管理を実施し、水質基準の遵守について、一層の努力をお願いします。

記

所在地

名 称

別紙 3

船保衛第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 印

浴槽水等の水質検査結果について（通知）

年 月 日、下記施設の水質検査を実施したところ、別紙のとおりでしたので、通知します。

なお、部分から（採水・採取）した検体について、が（基準を
超えて）検出されました。施設の維持管理の強化等必要な措置を講じ、良好な水
質の保持に万全を期すようお願いします。

記

所在地

名 称

別紙 4

レジオネラ属菌等水質検査結果書

採取日		判定日	
検体の種別			
検体採取場所			
検査項目	検査結果	船橋市規則に基づく水質基準	検査方法
レジオネラ属菌	CFU/100mL	検出されないこと	培養法
大腸菌群	個/mL	1 個/mL 以下	デソキシコレート培地法
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	25mg/L 以下	滴定法
濁度	度	5 度以下	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法

採取日		判定日	
検体の種別			
検体採取場所			
検査項目	検査結果	船橋市規則に基づく水質基準	検査方法
レジオネラ属菌		規定なし	培養法

改善計画書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名)

年 月 日付け船保衛第 号で勧告を受けた浴槽水等の水質改善の計画について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設名称及び所在地
- 2 水質基準を超過した設備
- 3 水質基準を超過した原因
- 4 改善措置の内容
- 5 再発防止策
- 6 その他参考となる事項

改善完了報告書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名)

年 月 日付け船保衛第 号で勧告を受けた浴槽水等の水質改善について、下記のとおり完了したので報告します。

記

- 1 施設名称及び所在地
- 2 水質基準を超過した設備
- 3 改善措置の内容
- 4 改善後の浴槽水等の水質検査結果
別添のとおり。
- 5 改善完了年月日
年 月 日
- 6 その他参考となる事項